

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター
さが中小企業応援基金事業費助成金交付要領

(趣旨)

第1条 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下「センター」という。）は次世代の本県経済をリードする分野において、チャレンジする中小企業者等を支援し、地域経済の活性化を図ることを目的に、さが中小企業応援基金事業費助成金（以下「助成金」という。）を交付することとし、その交付については、この要領に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この助成金の対象となる者（以下「助成対象者」という）は、経営の革新に取り組む事業者であって、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に規定する中小企業者
- (2) 県内に主たる事業所を有すること。
- (3) 大企業の支配下にある企業（株式会社の場合は議決権のある株式総数の過半数、有限会社の場合は議決権を有する総株主の過半数を大企業に保有されている企業）ではないこと。

(助成対象事業、助成対象経費、助成率及び助成期間等)

第3条 助成対象事業は、ナノテクノロジー分野、新エネルギー分野、ポストゲノム分野、コンテンツビジネス分野、光触媒分野、自動車産業分野、地域資源分野及び次世代産業分野（健康・医療・化粧品（コスメ）関連産業分野）における次に掲げる事業とする。

- (1) 新製品開発事業
 - ア 既存技術の高度化
 - イ 新技術の開発
 - ウ デザインの開発
 - エ 試作品の開発
- (2) 販路開拓事業
 - ア 新製品・新技術の県外や海外見本市等への出展

2 助成対象経費、助成率及び助成期間等は、別表1に掲げるとおりとする。

(助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付の申請をしようとする者はセンターに対し助成金交付申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 前項の助成金交付申請書の提出期限は、センターが別に定める期日までとし、その提出部数は1部とする。

- 3 第1項の助成金を申請しようとするときは、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に助成率を乗じて得た金額をいう。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（助成金の交付の決定）

第5条 センターは、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等による審査を行い、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付の決定をするものとする。

- 2 センターは、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることがある。

（助成金の経理等）

第6条 助成事業者は、この助成金に係る経理を他の経理と明確に区分し、かつ、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備した上で、助成事業が完了した日の属する会計年度（毎年4月1日を始期とし、翌年3月31日を終期とする。以下同じ。）の終了後5年間保管すること。

（助成事業計画変更の承認等）

第7条 助成事業は、助成事業に要する経費の配分又は助成事業の内容を変更する場合においては、あらかじめ、様式第2号による申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるいずれかに該当する軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 助成金額に変更がなく助成対象経費の合計額の30パーセント以内の減少
- (2) 助成金額に変更がなく収支予算書に記載された最小の事業区分ごとの各経費区分相互間においていずれか低い額の30パーセント以内の経費の配分の変更
- (3) その他、事業の趣旨そのものに影響を及ぼさない範囲での事業内容の変更

（助成事業の中止又は廃止等）

第8条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、あらかじめ様式第3号による申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業が予定の期間に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにセンターに報告してその指示を受けること。

(決定の通知)

第9条 センターは、助成金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 助成金の交付の申請をした者は、前条による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に不服があるときは、助成金の交付決定を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

(事情変更による決定の取消し等)

第11条 センターは、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容及びこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(助成事業の遂行)

第12条 助成事業者は、法令の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他センターの命令及び指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

2 助成事業者は、助成金を他の用途に使用してはならない。

(状況報告及び調査)

第13条 センターは、助成金の適切な遂行を確保するため必要があるときは、助成事業者から助成事業の遂行の状況について報告を求め、又はセンターの指定する者により助成事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(助成事業の遂行の指示等)

第14条 センターは、助成事業が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成事業者に対し、これらに従って助成事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 センターは、助成事業者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、当該助成事業の遂行の一時停止を求めることがある。この場合においては、センターは、助成事業者が当該助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置をセンターの指定する期日までにとらないときは、第17条第1項の規定により当該助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消す旨を明らかにするものとする。

(実績報告)

- 第 15 条 助成事業者は、助成事業が完了したとき、又は助成事業の廃止の承認を受けたときは、助成事業の実績報告書に関係書類を添えてセンターに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する実績報告書は、様式第 4 号のとおりとする。
 - 3 第 1 項の実績報告書の提出期限は、助成事業完了後（助成事業廃止の承認を受けたときを含む）15 日を経過した日又は助成金の交付決定日から 1 年を経過した日から起算して、さらに 15 日を経過した日のいずれか早い日とし、その提出部数は 1 部とする。
 - 4 第 4 条第 3 項ただし書により交付の申請をした助成事業者は、第 1 項の実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでない場合は、これを助成金から減額して報告しなければならない。
 - 5 第 4 条第 3 項のただし書により交付の申請をした助成事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る仕入控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第 5 号）により速やかにセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(助成金の額の確定等)

- 第 16 条 センターは、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するのであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、当該助成事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

- 第 17 条 センターは、助成事業の完了又は廃止に係る助成事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを当該助成事業者に対して指示するものとする。

(助成金の交付)

- 第 18 条 助成金の額の確定の通知を受けた助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書をセンターに提出しなければならない。
- 2 前項に規定する助成金交付請求書は、様式第 6 号のとおりとする。
 - 3 この助成金は、センターが必要と認めるときは概算払いで交付することができる。

(助成金の交付の決定の取消し)

第 19 条 センターは、助成事業者が、助成金の他の用途への使用をし、その他助成事業に関して助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はセンターの命令若しくは指示に違反したときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第 7 条の規定は、第 1 項の規定による取消しをした場合について準用する。

(助成金の返還)

第 20 条 センターは、助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 センターは、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 21 条 助成事業者は、第 17 条第 1 項の規定による取消しに関し、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年十・九五パーセントの割合で計算した加算金をセンターに納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を求められ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を、センターに納付しなければならない。

(加算金の計算)

第 22 条 助成金が二回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第 1 項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命ぜられた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた助成金の額に充てられたものとする。

(延滞金の計算)第21条 第19条第2項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(新製品開発事業に係る財産の管理及び処分の制限)

第23条 第3条第1項に定める新製品開発事業に係る助成事業者（以下、「新製品開発事業の助成事業者」という。）は、助成事業が完了した後も、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）をセンターの承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定める期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表1の規定によるものとする。

3 新製品開発事業の助成事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、財産処分承認申請書をセンターに提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が20万円未満のものはこの限りでない。

4 前項に規定する財産処分承認申請書は、様式第7号のとおりとする。

5 センターは、第3項の承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産の残存価格又は処分したことによる収入の全部又は一部に相当する金額をセンターに納付させることができるものとする。

(新製品開発事業に係る事業化状況の報告)

第24条 新製品開発事業の助成事業者は、当該助成事業が完了した日の属する会計年度終了後から3年間、毎会計年度終了後30日以内に当該助成事業に係る過去1年間の事業化状況について、事業化状況報告書（様式第8号）をセンターに対し提出しなければならない。

2 新製品開発事業の助成事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度終了後5年間保存しなければならない。

(新製品開発事業に係る産業財産権等に関する届け出)

第25条 新製品開発事業の助成事業者は、助成事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を助成事業年度又は助成事業年度の終了後3年間以内に出願若しくは取得した場合は当該年度の終了後30日以内に産業財産権等届出書（様式第9号）を提出しなければならない。

(新製品開発事業に係る産業財産権等の譲渡等の禁止)

第 26 条 新製品開発事業の助成事業者は助成事業に基づき助成事業年度又は助成事業年度の終了後 3 年間以内に出願若しくは取得した産業財産権等について、第三者への譲渡又は専用実施権の設定は認めないこととする。

附則

この要綱は、平成 20 年度分の助成金から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年度分の助成金から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年度分の助成金から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 9 月 14 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 28 年度分の助成金から施行する。

別表 1-1

助成対象経費（新製品開発事業）

経費区分	内訳
(1) 原材料費	原材料の購入に要する経費
(2) 機械装置費	機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
(3) 工具器具費	工具器具の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
(4) 外注加工費	外注加工に要する経費
(5) 模型製作費	模型製作に要する経費
(6) 技術指導受入費	技術指導受入に要する経費
(7) 委託費	委託試験又はデザインの委託に要する経費
(8) デザイン指導受入費	デザイン指導受入に要する経費
(9) 市場調査費	消耗品費、印刷費、通信運搬費、謝金、会議費、調査旅費、市場調査委託費
(10) その他の経費	前各号に掲げるもののほか、センターが特に必要と認める経費

助成率及び助成期間等（新製品開発事業）

分野	説明	助成率	助成限度額	助成期間
新 産 業 分 野	ナノテクノロジー分野	2 / 3 以内	500 万円 ※	交付申請日 ～平成 31 年 1 月 31 日まで
	新エネルギー分野			
	ポストゲノム分野			
	コンテンツビジネス分野			
	光触媒分野			
自動車産業分野	自動車部品をはじめ工作機械、金型、電気機器など自動車産業に関連した新製品開発	1 / 2 以内		
次世代産業分野	機能性・健康食品や医療・福祉機器など健康・医療・化粧品（コスメ）関連産業に関連した新製品開発			
地域資源分野	「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、佐賀県が「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した地域資源に係る新製品開発			

※ 1 件当たり 100 万以上 500 万円以下を限度とする。

別表 1-2

助成対象経費（販路開拓事業）

経費区分	内訳
(1) 会場経費	会場借上・整備費用等の会場に要する経費
(2) その他の経費	会場経費以外の経費で出展のために必要と認められる経費

助成率及び助成期間等（販路開拓事業）

分野		説明	助成率	助成限度額	助成期間
新 産 業 分 野	ナノテクノロジー分野	超微細加工や新機能材料などナノテクノロジーに関連した新製品・新技術の販路開拓	1 / 2 以内	100 万円 ※	交付申請日 ～平成 31 年 1 月 31 日まで
	新エネルギー分野	水素製造、燃料電池、太陽光、風力、バイオマスなど新エネルギーに関連した新製品・新技術の販路開拓			
	ポストゲノム分野	創薬や機能性食品などゲノム技術の利用に関連した新製品・新技術の販路開拓			
	コンテンツビジネス分野	コンテンツ(画像・映像・音楽)の制作・管理・流通などコンテンツビジネスに関連する IT 技術を活用した新製品・新技術(既存技術や機材を活用したコンテンツ制作は対象外)の販路開拓			
	光触媒分野	光触媒を用いた新製品・新技術の販路開拓			
自動車産業分野		自動車部品をはじめ工作機械、金型、電気機器など自動車産業に関連した新製品・新技術の販路開拓			
次世代産業分野		機能性・健康食品や医療・福祉機器など健康・医療・化粧品(コスメ)関連産業に関連した新製品・新技術の販路開拓			
地域資源分野		「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」に基づき、佐賀県が「地域産業資源活用事業の促進に関する基本的な構想」で特定した地域資源に係る新製品・新技術の販路開拓			

※交付限度額は助成事業者が出展を行う地域に応じて次の表のとおりとする。

出展する地域	交付限度額
関東地方	100 万円
近畿地方	90 万円
九州	70 万円
海外	100 万円
その他	90 万円